

食品安全委員会（第589回会合）議事概要

日 時：平成27年12月22日（火） 14：00～15：34
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：佐藤委員長ほか6名出席
傍聴者：報道3名、行政機関5名、一般20名

議事概要

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について
- ・プリオン 1案件
牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しについて

→厚生労働省から説明。

本件については、プリオン専門調査会において審議することとなった。

- (2) 添加物専門調査会における審議結果について
- ・「過酸化水素」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

- (3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
- ・「除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズFG72系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

- (4) 新開発食品専門調査会における審議結果について
- ・「レア スウィート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を新開発食品専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 添加物「過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質（過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素）」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論とすることとなった。

- ・ 添加物「亜塩素酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「亜塩素酸イオン」については、一日摂取許容量（ADI）を0.029mg/kg 体重/日とする」

「塩素酸イオン」については、添加物「亜塩素酸ナトリウム」が添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がない」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 農薬「イミシアホス」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「サフルフェナシル」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「シフルメトフェン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「チフェンスルフロンメチル」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「フルエンシルホン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「プロチオコナゾール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「イミシアホスの一日摂取許容量（ADI）を0.0005 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.01 mg/kg 体重と設定する。」

「サフルフェナシルの一日摂取許容量（ADI）を0.009 mg/kg 体重/日、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量（ARfD）を0.05 mg/kg 体重と設定し、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）は設定する必要がない。」

「シフルメトフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.092 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がない。」

「チフェンスルフロンメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.0096 m

g/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を2 mg/kg 体重と設定する。」

「フルエンスルホンの一日摂取許容量 (ADI) を0.014 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.33 mg/kg 体重と設定する。」

「プロチオコナゾールの一日摂取許容量 (ADI) を0.011 mg/kg 体重/日、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量 (ARfD) を0.02 mg/kg 体重、一般の集団に対する急性参照用量 (ARfD) を1 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・ 農薬及び動物用医薬品「アバメクチン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「アバメクチンの一日摂取許容量 (ADI) を0.0006 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.005 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(6) 食品安全関係情報（11月20日～12月4日収集分）について

→事務局より報告。

世界保健機関 (WHO) が12月3日に公表した、報告書「食品由来の疾病の世界的負荷推定」等の概要について報告。